

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 6 月 22 日

国立大学法人 広島大学  
学長 牟田 泰三 殿

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

高橋義則

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

蔵田 修

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

尾崎更三

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、経費計算書、収支計算書、固定資産計算書）の監査を行った。

業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正